
平成30年 第1回（定例）吉賀町議会会議録（第4日）

平成30年3月9日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成30年3月9日 午前9時02分開議

- 日程第1 議案第40号 平成30年度吉賀町一般会計予算
- 日程第2 議案第4号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第5号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第6号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第7号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第8号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 同意第1号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第2号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第3号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第4号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第5号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第6号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第7号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第8号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第9号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第11号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第12号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 人権擁護委員の推薦の件について
- 追加日程第1 議案第9号 請負契約の変更について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第40号 平成30年度吉賀町一般会計予算
- 日程第2 議案第4号 平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第5号 平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第6号 平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第7号 平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第6 議案第8号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
日程第7 同意第1号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第8 同意第2号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第9 同意第3号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第10 同意第4号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第11 同意第5号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第12 同意第6号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第13 同意第7号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第14 同意第8号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第15 同意第9号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第16 同意第10号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第17 同意第11号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第18 同意第12号 吉賀町農業委員会委員の任命について
日程第19 人権擁護委員の推薦の件について
追加日程第1 議案第9号 請負契約の変更について

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君	出納室長	中林知代枝君

午前9時02分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第40号平成30年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

議案第40号については、歳出までの詳細説明が終わっていますので、きょうは引き続いて歳入について、課長のほうから詳細説明を行っていただきます。

それでは、野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） おはようございます。

それでは、議案第40号平成30年度吉賀町一般会計予算の説明をさせていただきます。本日のところでは、歳入の部分の説明をさせていただきたいと思います。

そうしますと、予算書は10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、町税、町民税のところからまいります。目の1個人というところで、説明欄を見ていただきますと、それぞれ現年度分、滞納繰越分ということで予算計上させていただいております。

まず、現年度分でございますが、徴収率を99.1%と見込みまして、その金額の計上でございます。それから、その下の滞納繰越分ですけれども、32%を見込みまして記載の金額の計上でございます。

それから、目の2法人のところで、同様に現年度分のところでは99%の見込みです。それから、その下滞納繰越分ですけれども、これも99%というところを見込みましての計上でございます。

それから、下に行きます。固定資産税目の1固定資産税です。ここでは、現年度分のところで

徴収率を98.7%というところでの見込みを立てましての計上。それから、滞納繰越分につきましては12%の見込みでの計上でございます。

その下の目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金のところでありますけれども、これにつきましては、示された金額の計上というところで見ていただければというふうに思います。

それから、今度は軽自動車税です。目1軽自動車税というところで、現年度分につきましては徴収率を99.2%。それから、滞納繰越分については30%を見込みまして、それぞれの数字の計上でございます。

それから、10ページの一番下ですけれども、町たばこ税、目1町たばこ税。それから、次のページに移っていただきますと、今度は入湯税、目1入湯税です。ここにつきましては、過去3年間の数字を見まして、そこら辺の傾向からそれぞれの予算計上ということで、お読み取りいただければというふうに思います。

そうしますと、予算書は11ページに移っております、地方譲与税です。地方揮発油譲与税から、次のページ12ページに行っていただきまして、款の8地方特例交付金のところがあるかと思います。ここまでのことにつきましては、いわゆる国、あるいは県等から示された数字の伸び率によって示された数字によっての予算計上ということで、お読み取りいただければと思います。

それでは、12ページに移ってまいります。12ページの一番下です。地方交付税です。最初に目1ということで、地方交付税の普通交付税が出てまいります。算定見込みといたしましては27億9,621万6,000円というのを見込みまして、内5,000万円を留保というふうに、今、考えているところでございます。したがいまして、予算計上の額としては27億4,621万6,000円との予算を計上いたしております。

同様に、次の13ページに移ってまいりまして、今度は特別交付税でございます。見込みといたしましては、3億3,110万2,000円を見込んでおります。内3,000万円を留保というふうにいたしまして、予算書記載のとおり3億110万2,000円の予算計上といたしているところでございます。

それから、その次です。交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金です。これにつきましては、国・県から示される数字によっての予算計上でございます。

それから、下にまいります。分担金及び負担金、分担金です。目の5農林水産業費分担金。それから、目の7土木費分担金でございます。ここにつきましては、それぞれの事業費から事業ごとの率等を計算いたしまして算出をした金額というところで、お読み取りをいただければというふうに思います。

それから、13ページの一番下ですけれども、負担金でございます。まず、目の2民生費負担

金のところですけれども、老人施設措置費負担金というところで、これにつきましては、いわゆる入所者本人部分というところでの予算計上。

それから、その下の後期高齢者医療広域連合派遣経費負担金です。これにつきましては、現在、吉賀町からこの連合に職員を派遣しております。その給与費部分というところで、お読み取りいただければと思います。

ページはおめくりいただき14ページです。子育て支援負担金というふうに説明欄に書いてございます。これにつきましては、朝倉保育所の一時預かり利用料というところで、お読み取りいただければと思います。

それから、目の3衛生費負担金です。後期高齢者医療制度特別対策補助金ということですけれども、いわゆる人間ドック、あるいは脳ドックの助成金というところで、お読み取りいただければと思います。

それから、次にまいります。使用料及び手数料、使用料でございます。目の1総務使用料から、次のページ15ページに移っていただきまして、目の9教育使用料、ここまでのございますが、これまでの実績額等から見込みを立てております。それぞれ予算計上をしているところでございます。お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、ページは15ページに移ってまいります。中段から下です。今度は手数料というところで、目1総務手数料、これから次のページの目の4農林水産手数料、ここまでのございますが、それこれこれまでの実績額等から、また算出見込みを立てた金額の計上でございます。それぞれ内容についてはお読み取りをいただければというふうに思います。

予算書は16ページに移ってまいります。中段から下です。国庫支出金、国庫負担金です。目1民生費国庫負担金。それから、また次のページに行っていただきまして、目の2衛生費国庫負担金でございます。ここまでのございますが、それぞれ給付額に応じまして定められた、いわゆる負担割合、そうしたものがございますので、それに応じて算出した金額を計上いたしておるところでございます。

それから、ページは17ページに移ってまいります。中段から下ですけれども、国庫補助金です。まず、目1総務費国庫補助金から説明してまいります。説明欄見ていただきますと、地方創生推進交付金というところで予算計上いたしております。これは、新規のものでございます。これまで、地方創生の関連で、国ほうからの交付金メニューが段階的に切りかわってまいりましたけれども、今現在は地方創生推進交付金という形で、こうしたメニューが用意されております。

それで、歳出予算のところでも若干触れたとは思いますけれども、この部分につきましては、吉賀高校の支援事業の財源として考えておるところでございます。ただ、手続き的なことを申し

上げますと、今現在、国に向けて申請をしているというところです。これに対する結果につきましては、まだ国からそれが知らされておりません。こうした事情、こうした状況というのを説明として加えさせていただければと思います。

それから、次の目2民生費国庫補助金です。それぞれこちらの説明欄のほうに内容を記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。その下の目3衛生費国庫補助金についても同様でございます。

それから、17ページの一番下です。目5農林水産業費国庫補助金ということで、説明欄、山村活性化支援交付金ということでの予算計上をいたしておりますけれども、これは新規の部分でございます。歳出予算のところで若干触れましたけれども、ブランド化推進事業、産業課が所管いたしますブランド化推進事業の財源というところで見ていただければというふうに思います。

それでは、ページは進みます。18ページです。目7土木費国庫補助金のところです。社会資本整備総合交付金ということでありますけれども、まず、上の社会資本整備総合交付金については、町道改良、それから橋梁補修。こちらの財源とするものでございます。

それから、次の社会資本整備総合交付金、下の社会資本整備総合交付金ですけれども、これは沢田団地の整備に係るものというふうに見ていただければと思います。

それから、目9教育費国庫補助金です。こちらにつきましては、それぞれ内容については記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、18ページの中段から下の部分です。委託金の部分でございます。18ページの下のところですけれども、委託金ということで目1総務費委託金。それから、目2民生費委託金です。これにつきましては、それぞれ説明欄に記載をしているとおりでございます。

それから、おめくりいただきまして、予算書19ページにまいります。県負担金です。目1民生費県負担金から、その下目4土木費県負担金までのところでございます。これにつきましても、説明欄にそれぞれ記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

そうしますと、19ページの一番下ですけれども、今度は県補助金でございます。目1総務費県補助金から、ページはずっと続いておりまして22ページまで続いてまいります。目11しまね市町村総合交付金。ここまでとのところでございます。それぞれ説明欄に記載をしているとおりでございます。

1点説明を加えておきたいと思います。21ページを見ていただければというふうに思います。説明欄のちょうど中ほどでございます。林業費県補助金を書いてあるところですけれども、この中に合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業補助金というものがございます。これは新規のものでございます。造林事業に係る造林事業の財源とするものというところで、お読み取りをいただければというふうに思います。

そうしますと、ページは22ページの下のところに移ってまいります。委託金というところで目1総務費委託金、それから、次の23ページに移っていただいて目7教育費委託金でございます。それぞれ内容につきましては説明欄に記載をしておるとおりでございまして、委託金といたしまして町のほうが受け取るというものでございます。

それでは、ページは24ページをごらんいただければと思います。財産収入、財産運用収入目1財産貸付収入というところでございます。まず、上からまいりますと、普通財産貸付収入というところでの予算計上でございます。これは、町有地を貸し付けているそのものに対する貸付料収入というところで、お読み取りくださいませ。

それから、その下の教員住宅貸付収入です。いわゆる家賃収入の部分を予算計上いたしております。

それから、目2利子及び配当金でございます。これにつきましては、それぞれの基金の利子に係るものというところで、内容につきましてはお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、24ページ中段から下ですけれども、今度は財産売払収入です。目1不動産売払収入のところに、立木売払収入というところで予算計上させていただいております。これにつきましては、造林事業に係る収入ということで、お読み取りをいただければと思います。

そうしますと、ページは25ページに進みます。上から寄附金でございまして、目1寄附金です。指定寄附金というところで予算計上いたしております。これは、内容はふるさと応援寄附金の内容でございます。

そうしますと、その下、今度は繰入金、特別会計繰入金ということで、目1小水力発電事業特別会計繰入金というところでございます。ここにつきましては、特別会計の説明の中でも出てきたものでございます。御確認をお願いいたしたいと思います。

それから、今度は基金繰入金です。まず、目1財政調整基金繰入金でございます。これについては、いわゆる一般会計の財源不足に対して繰り入れるというものでございます。

それから、その下の目3ふるさと創生基金繰入金です。これにつきましては、総合戦略に基づく事業に充当するものとしての計上というところでございます。

それから、目4ふるさと応援基金繰入金でございます。ふるさと応援基金を使うというところでの事業。これに対して充当するというものでございます。

それから、目の5地域福祉基金繰入金です。これにつきましては、六日市病院、そして社会福祉協議会、それぞれの支援事業に対して充当するというものでございます。

それから、一番下ですけれども、目8まちづくり基金繰入金です。ここにつきましては、子育て支援事業、あるいはそれも含めますけども、総合戦略に基づく事業に充当するというふうに見ていただければというふうに思います。

それでは、またおめくりいただきまして、26ページでございます。繰越金です。それから、その下の諸収入の内延滞金というところでございます。これらにつきましては、例年の、前年のとおりの予算計上といたしているところでございます。

それから、町預金利子、目1町預金利子でございます。こちらにつきましては記載のとおりでございます。

それから、26ページの下に移りますけれども、諸収入の内貸付金元利収入ということで、目1総務費貸付金収入です。まず、説明欄を見ていただきますと、社会福祉士等修学資金貸付金収入ということでの予算計上でございます。これは、貸付金の償還に係る部分を予算計上いたしております。

その下のサンエム定住促進施設建設資金貸付金収入ですけれども、これ、エムテラスの建設資金に関する返済金ということでございます。

それから、その下滞納繰越分社会福祉士等修学資金貸付金収入です。これは文字どおり修学資金の滞納分ということでの予算計上ということです。

それから、目4農林水産業費貸付金収入。それから、その下の目5商工費貸付金収入でございますが、こちらにつきましては、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、ページはおめくりいただきまして27ページです。受託事業収入というところでございます。目1農林水産業費受託事業収入というところで、これにつきましても説明欄に記載のとおりでございます。お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、その下に移ります。雑入というところで目2弁償金、それから、そこから次のページにわたりますけれども、目の15雑入のところまでにつきましては、それぞれ説明欄に記載をしております。お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、ページは28ページの下のところに移ってまいります。今度は町債でございます。まず、目1過疎債、それから、これがまた続きまして、次のページの目15臨時財政対策債までのところですけれども、これもそれぞれ説明欄に記載をしているとおりでございます。

1点説明を加えさせていただきたいと思います。予算書は28ページの目1過疎債のところです。一番最初に出てくるところです。説明欄の一番最初に出てくるところですけれども、「高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設整備事業」というところがあるかと思います。これにつきましては、「みろく苑」、それから、「銀杏寮」の設備改修というところで、お読み取りをいただければというふうに思います。

町債につきましては説明欄の記載をしておりますので、内容については、それぞれお読み取りをいただきたいというふうに思います。

以上で説明を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、歳入のみの質疑を行います。

議案第40号、本一般会計ですが、後日質疑の日程は設けますので、きょうのところは歳入のみにします。

なお、関連して歳出が伴う場合があると思いますので、その際は、歳出の関連するほうのページを示して質疑をしてください。よろしくお願ひします。

それでは、質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、歳入、12ページの一番下にあります地方交付税について。普通交付税の内、いわゆる合併算定替えが、今、一本算定へ向けて、順次遞減しているという状況ですけども、これに係る下がる分ですね。減少分として幾らとなるか、御説明願います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変申しわけございません。数字について確認をいたしまして、後ほど回答させていただければというふうに思います。

地方交付税の減少額、29年度から30年度にどれほど下がっているかというところで質問をお受けしてよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 質問の趣旨をひとつ確認をさせていただきますが、合併算定替えで激減緩和措置で、今、3年目に30年になりますんで、前年度の0.7と30年度0.5のその0.2の差額がどのぐらいかという話ですよね。

それじゃあ、総務課長、言いましたように、金額確認をさせていただいて、後ほどのところで御回答させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 11番議員、歳入の質疑はきょうで置くわけですが、19日に再度全般の質疑を行いますので、その際にお答えするということで、御理解いただいてよろしいです。

○議員（11番 藤升 正夫君） はい。

○議長（安永 友行君） はい、お願ひします。

ほかに質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 14ページにありますが、使用料及び手数料の一番最初にあります説明欄の行政財産使用料であります。この中には、行政財産に飲料水の自動販売機の設置がございます。そこに対して、本来であれば、毎年使用許可の願いが出て、それを許可するという形になると思いますが、そういう手続きがされていないというふうに、昨年、情報公開の制度で求めたところ、「ない」というふうに返ってきましたが、そのような状態を、これ続けるのはやは

り問題があると思いますが、改めて、今、貸し付けしている相手方に対して、許可願いを出すように手続きはされるものか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 前任というところでございまして、私のほうから回答させていただきたいと思いますが、手続きがおくれておるのは事実でございまして、早急にその辺の対策をとらなければいけないと思いますし、それから、使用料から貸し付けに変更することも検討しなきゃいけないというふうに思っておりまして、どうも県あたりは財産貸付のほうでやっとるという事例もあるようですので、新年度においては、そっちのほうの方法も検討しながら、適切な徴収のほうを、使用料か貸付料かどちらかにして、なおかつそれにかかる電気料等も適切に徴収していくというふうにしていきたいと思います。

29年度については、従来の方法でやらしていただきたい、電気料を上乗せでいただくという形にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ちょっと細かい話になりますが、17ページの地方創生推進交付金、新規ということですが、これの算定基準を伺いたいのと、24ページの普通財産貸付収入、町有地ということですが、この詳細を伺います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、まず、1つ目です。地方創生推進交付金というところでの御質問でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、これにつきましては、吉賀高校の支援事業に対する、その財源としようとするものでございますが、これにつきましては、事業費の2分の1を国が交付するというものでございます。

これまでに地方創生の関係では、交付金が、メニューが段階的に変わってまいりました。最初には、地方創生の先行型というふうに、当初は呼んでましたけれども、そこから、さらには地方創生加速化交付金というふうに切りかわって、今は地方創生の関連での交付金は、この地方創生推進交付金というのに切りかわっているところであります。

これに対して、今、国ほうに申請を行って、これが決定されれば、この事業費の2分の1が交付されてくるというものでございます。

それから、もう一つ普通財産の貸付収入ですね。普通財産貸付収入の詳細というところでございます。件数としては複数ございまして、単純に先ほども申し上げましたけども、町有地を貸し付けている件が何件かございますので、それぞれ一緒に貸付料としていただいているものでございます。

申しわけございません。ちょっと、今、その明細について手元にございませんので、これにつ

いて、申しわけないですけども、後ほどのところで、また、幾らか明細についてはお答えをさしていただきたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 2番議員、程度というか、詳細の程度はどのぐらいですか。主なところでよろしいです。

主なところでよろしいそうですが。

後ほど、休憩後等に回答するそうです。

ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 21ページの合板・製材・集成材の件ですけど、補助金ですけど、これ多分ＴＰＰによる東南アジアからの安い合材入るということで、その支援事業かと思いますけど、造林事業という説明でしたけど、その造林業者に支援する事業なのか。または、地権者を支援する事業なのか、どちらでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

国の事業名ですが、大体二、三年程度に1回は変わってくるんですが、この事業につきましては、町行造林事業に、その事業費に充てる補助金でございます。町行造林です。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 24ページに教員住宅貸付収入というのがありますが、これは教員住宅、今、全部詰まつてないような気がするんですね。詰まつとるんかいな。これは、要するに学校の先生が、先生だけかわからんけど、そこへ入居あったその人から家賃いただくわけの収入。

それで、言いたいのは全部詰まつとるかどうかいね。必要ないかもわからんが。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） ちょっと正確に把握しておりませんけども、現在、空き部屋が2戸か3戸だと思います。

途中で、先生方も出入りがあつたりしますんで、途中で退職されたりとかというのもありますんで、今はそういう状況で、ほとんど詰まつた状態というふうに理解いただければと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 済いません。11ページの入湯税で、各施設ごとの料金と、ここ二、三年の推移をもしわかれば一緒に教えてほしいです。

○議長（安永 友行君） 斎藤税務住民課長。

○税務住民課長（斎藤 明久君） お答えします。

入湯税ですが、各施設といいますか、入湯税の特別徴収をさせていただいているのが、「ゆ・ら・ら」と「はとの湯」と「松乃湯」の三カ所です。それぞれの調定額、収入額は資料を持っておりま

せん。また、後ほど回答させていただきたいと思いますが、御承知のように、利用者が少しづつ減っているという状況で、予算にもありますように、毎年減少しているという状況であります。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 17ページの国庫補助金の件なんですけど、説明欄の生活保護費適正実施推進事業補助金とありますけど、これの理解というのは、生活保護費なんですかいね。ちょっと少ないと思うが。ちょっと説明お願ひしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

生活保護適正実施推進事業につきましてでございますが、町のほうで保護が必要という認定を行った場合に、ほぼ全額、国庫金におきまして保護費の支給を行っております。

その支給そのものが適正に行われているかどうかを、いわゆる適正化に向けた取り組みを進めなければならないということで、例えば生活保護受給者の方が医療費、病院を受診される際に、その内容、受診された医療費の内容が適正であるかどうかというようなチェックでありますとか、あるいは事前にその方々が健康が維持できるような形の指導、それから健康づくりに向けた取り組みとか、そういうものに対する、取り組みをするための医療社会指導員という者を今現在嘱託で雇用しておりますので、そういう部分の助成とか、そういう部分に充てさせていただくものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 19ページの一番下の生活バス路線確保対策事業負担金というのがあるんですが、昨年の当初予算のほうよりも20万円ぐらい減額になっておるんですけど、この減されたというような何か理由はありますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 生活バス路線確保対策事業負担金の内容についてでございますが、これは県の補助金でございまして、基本的に対象事業費の3分の1が県から補助されるというもでございます。ただ、県のほうにも予算総枠がございまして、毎年毎年、満額はいただいていいところでございまして、大体、近年は6割から7割程度になっております。

今回、6343という数字を上げておりますのは仮数値でございまして、昨年度実績のものを上げております。まだ県の予算とか全然示されておりませんので、場合によっては減額する場合もございますし、ふえる場合もあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 18ページのやはり国庫支出金ですが、右側の説明欄の道路橋梁

費国庫補助金というのがありますが、これは橋の修理とか言われたんですが、今、橋の点検とか、こういうふうなのが含まれておるかと思いますが、今どのぐらいの進捗状況か、教えていただけたらと思いますが。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

吉賀町内に管理すべき橋梁が273橋ございます。橋梁点検につきましては、26年から30年までのワンサイクルが今終わろうとしているところでございまして、現在までのところで、簡単に申しますと、41橋分が残っておるというふうにお考えいただければと思います。

ことし分もまだ点検をしておるところもございますが、30年度予定しておりますのは41橋分でございますので、今年度、29年度終わりのところで232橋を点検を終われるというふうに、こちらでは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 24ページの財産収入、不動産売り払い、立木売り払い収入278万円とありますが、この造林事業の経費を見ますと、分取の、だから分取造林のほうへ分配しなきやいけないから、111万2,000円ほど出ておるんですが、それで、この説明資料のほうの89ページ、立木売り払い収入も1112で、その収益分配金も1112で、ここでは278万円となつるのは、ほかにもそういった売り払いの箇所があるのか、それと、どこの町有林、分取林を売り払うのか、詳細を聞きます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

質問順が変わらかもしれません、まずこの分取林の分取場所ですが、これは福川地区、福川地区のいわゆる町行造林、この部分の木材を搬出いたします。

事業費の歳入との絡みですが、実際には売ってみないとわかりませんが、大体、歳入のところで278万円上げております。この分取の割合が、町が6で、所有者が4ということで、278万円の売り上げがあつたら、その4割部分、111万2,000円ですか、をその所有者の方にお支払いするということで、この数値が出ておるということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この資料のほうは、89ページの資料の立木売り払い収入は278万円になるということですね。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 説明不足でございました。実際の売り払いの収入額は278万円で

あると。歳出のほうの分配金が111万1,000円——1112ですか、ということで、この上のほうは財源ということですので、実際、収入は278万円あって、あと110万円の財源があった残りは町の一般財源として使えるという、これは書き方でございます。あくまで財源として、今の278万円のうち111万2,000円を充当しておるというものでございます。

先ほど言いましたが、4割は所有者の方にお支払いをすると、6割は町のこれは利益ですよと、その町の利益の部分につきましては、いわゆる歳出に充てるものが無いわけですよ。純粋な利益なわけです。

ですから、これにつきましては一般財源として使えますので、ここに、資料の89ページのほうに上げているのは、歳出に対する財源ということですので、歳入と歳出が同じ111万2,000円という数字が上がつておるというものでございます。ですから、残りの166万8,000円につきましては、町の一般財源として使えるということです。

以上です。

○議長（安永 友行君） まだあるかとは思いますが、ここで休憩いたします。

午前9時59分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁残りのほうから始めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、私のほうから、先ほど質問のありました普通財産貸付収入のところの説明、御回答をさせていただきたいと思います。質問の内容につきましては、内訳といいますか、その内容についてというところであったと思います。

件数について、まず申し上げますと、ちょっと急ぎ調べましたので、約という表記を申し上げて申しわけありませんが、25件です。この25件の中に法人、それから個人、それぞれ含まれておりますが、約25件のものがございます。

それから、そのうち、どういいましょうか、貸付料として金額のほうが大きいものをちょっとお話をさせてもらいたいというふうに思います。

一つは、サンエムさん、株式会社サンエムさんに貸し付けております旧六日市学園寮の土地建物がございます。これは七日市の吉賀高校の反対側にございます、あそこの施設ということになります。

それから、農協さんに貸し付けておるところがあります。柿木支店の土地でございますけれども、ここに貸し付けているもの。

それから、旧高尻保育所、これも今、法人のほうに貸し付けているところでありますて、ここ

いら辺が金額については大きい。あとは、額については少額のものがございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） それでは、入湯税の29年度、今現在の調定額を申し述べたいと思います。

ほぼ29年度は終了していますが、「ゆ・ら・ら」が317万3,350円、それから老人福祉センター、柿木のほうですが112万7,450円、松乃湯が47万4,300円、合計、現在のところで477万5,100円ということになっておりますが、まだ若干入る部分がありますので、最終ではありませんが、現在のところとなっています。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 14ページの使用料で、土木使用料のうちの町営住宅の使用料です。昨年より若干下がっているんですが、現在、まだ人の移動の時期でもないということから、住宅そのものが入居されていない住宅がちょっとふえつつあるなというふうに見えるんですが、現況、現時点でわかりましたら、空き家の状況について、政策空き家は別ですよ、お願ひします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） ちょうど今週末で締め切りましたが、住宅については、先月の末で募集した箇所は2カ所。そのうち1カ所は、入る方が決定しております。空いても、すぐ修繕をしなければならないような部分については、ちょっと時間がかかってしまっておりますが、政策空き家以外では、今余っているのは1件ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第1、議案第40号平成30年度吉賀町一般会計予算の質疑は保留をおきます。

日程第2. 議案第4号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第4号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件については、質疑が保留しております。これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第4号平成29年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第5号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第5号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についても、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 放水路は民間の倉庫の下を通っておるわけなんですが、調査とかで水をとめられたりとかして、いろいろ時間もたって、去年ぐらいから時間経過しておりますが、沈下がひどくなったりとか、ほかにちょっと傾いたりとか、そういう苦情等々は寄せられてないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭柿木振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） お答えいたします。

沈下の度合いについては、以前の状況というのを私がちょっと把握していませんので、はつきりとしたことは申し上げられませんけど、昨年の段階だったかと思うんですが、上にある工場のちょうどその付近に電気設備のキュービクルがあるんですけど、それが傾いたというお話は伺っております。

それから、確かに工場の、ちょうどその沈下部分の角が少し、建物の下がすいているという部分も確認しております。あの建物にちょっと基礎がないので、ちょうどすいたような状態になっていまして、それが進んでいるかどうかというのは、ちょっとはつきり申し上げることはできません。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） これは新年度の予算と関連するとは思うんですが、やはり建物の

かなりの倉庫の部分、下を通つてるので、その辺、所有者の方と、今から修理の見積りとかされてと思うんですが、設計されてくると思うので、その辺のときに所有者の方の御意見を伺つたりとか、そういうことも当然されるでしょうが、今の1年ぐらいでどんどん下がっていくかどうかというのをちょっと今お聞きしました。

○議長（安永 友行君） 大庭室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 工事予定が今秋、秋以降というところで、短期間でどれぐらい下がるかというところだろうと思うんですけど、その辺はちょっと何とも不明なところがありましてですね。当然、所有者と、たしか建物の所有者が多分違うと思いますので、まだ土地の所有者のほうとは詳しいお話はさせてもらってないんですけど、建物の工場のほうの所有者の方とは、調査をまずさせていただいて、すぐ工事ということにはなりませんけど、できるだけ早くそういういったことを取り組みたいというお話はさせていただいている。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第5号平成29年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第6号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 3ページの地方債の補正というのがありますが、以前もちょっと質問したことがあるんですが、利率ですね、ここは5%となっておりますが、一般会計等は貸し

付けの利率——借りる利率か、3%ということになつたんですが、こここの3%と5%、違うというの、借りるところは一緒かと思いますが、どういうわけで違うのかと思うんです。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えをさせていただきます。

昨年、かかわりましたので。昨年の議会のときに議員から御指摘をいただいたと思いますけども、そのときに5%は現実とかけ離れているんじゃないかなということで御指摘いただきましたが、ですので29年度の予算については5%でやっていますけども、30年度の当初予算から3%に変更させていただいております。

ですので、今回の補正予算はあくまで29年度の予算ですので、5%というふうに掲載をさせていただいておるところでございます。ですので、30年度の当初予算からは、全部3%にしております。

○議員（5番 中田 元君） わかりました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第6号平成29年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第7号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第5、議案第7号平成29年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第8号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ちょっと確認のために質問しますが、4ページの第3表繰越明許費、この繰越明許費は、28年度から29年度へ繰越明許した予算ではないんですかいね。29年度から30年度に繰越明許する予算ですかいね。どっちだったですかいね。その辺、もう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 第3表の説明ですけども、これにつきましては、29年度から30年度に繰り越す予算です。今度、30年度の最初の補正予算のほうで出てくるのが、今度、29年度から30年度に繰り越す予算が改めてまた出てきますので、年度末には翌年度に繰り越す分、年度当初の分は、今度は前の年から繰り越してきた分ということで、年度の初めと終わりでちょっと事務処理が違いますので、今回については、あくまでも29年度から30年度に繰り越す事業ということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 岁出の20ページで、農林水産業費の林業振興費で、003、造林事業費、業務運営関係委託料の当初420万円ほどから、170万円ほどに下がっているわけですけども、その事業が少なかつたというふうに理解するんですが、その理由についてお願い

します。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

事業量につきましては、当初、20ヘクタール分、見ておりましたが、実際に精査して事業実施したのは8.3ヘクタールということで、その事業費の減というものが大きな要因でございます。議員の言われるとおりです。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 20ヘクタール見ていましたけど、8.3ヘクタールであったということですけども、現地が8.3ヘクタールしかなかったという理解でいいんですか。ちょっとその点、もう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

現地自体は、全体でいきますと、20ヘクタール以上のものがございますが、実際、事業を実施する際に、踏査等して調査した結果、今言いました8.3ヘク、これをやるのはこの29年度ではいいんではないかというようなことで減額にしたということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 19ページのブランド化推進事業費ですが、減額されるとわけですけど、有機茶と薬用、これはサフランと思いますけど、この事業が進捗してないというふうに解釈していいんですか。

それと、その上の021の復旧補助金ですが、たしか繰越明許のほうに農林水産費で出ていますけど、説明のとおりでいくと、ハウスの補助率は県が3分の1、町が3分の1と出ていますけど、実際、壊れたハウスを撤去して新しく建てて、この補助が成立するのかどうかということ、2点お聞きます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それじゃ、初めに農業復旧のほうからお答えさせていただきます。

この農業復旧に対する補助金は、原状に復旧する事業費が対象になりますので、例えばそれ以上のものをつくるようなことがあれば、これは単費になってまいりますし、単費といいますか、個人負担になってまいりますし、あくまで原状復旧をされるというところが対象経費でございます。

次に、ブランド化の関係でございます。言われたとおり、この今回の減額は、有機茶の関係と、薬用作物の関係でございます。進捗をしておるかどうかというところですが、徐々に進捗はしておるというふうに理解をしておりまして、なかなか目に見えないところはあるかと思いますが、

進捗はしております。

今回の減額の中身につきましては、その有機茶のブランド化、これにつきましては、視察の経費を見ておりましたが、その視察には行かなかったとか、あと、霜対策、霜対策なんかの被覆の資材費とか肥料費、こういうものが少なくて済んだというところが減額の理由でございます。

また、薬用作物につきましては、サフランを中心に試験栽培をやっておりますが、これにつきましては、サフラン以外に、野にあります薬用のいわゆる草ですが、そういうものも使えないかということで、薬用講座を実施しようというふうに考えておりましたが、そこを実施しませんでしたので、その予算額を今回減額しておるというものです。

災害復旧はほかにありましたか。

○議長（安永 友行君） 10番議員、よろしいですか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の説明でいきますと、この有機茶はある程度目に見える、形になるかどうかわからんとしても、目に見える活動がされるとと思うんですけど、このサフラン、サフランに限ったことではないんでしょうが、この薬用に関しては、今のところ試験栽培をしるとかというような、作物を絞り込んでるとかというような具体的な動きはまだないというよう

に解釈していいですかいね。

それと、唐突かどうか、わかりませんけど、この薬用というのが出てきましたけど、それじゃ、実際どういう生産者を育てて、どうするのかという道筋が全然見えてこないんですよね。その中で予算化されるとというのは、いかがなもんかと思っていますし、もう少し、そのかけ声だけではなくて、実際に予算化のときに、もう少し具体的な計画をして予算化するべきじゃないかと思って、今、質問をしたわけです。それは予算とこれとは、あんまり関係ないといえばないんですけど、先ほど申し上げましたように、この薬用のブランド化については、今のところ、きっちとした形はできていないということで、品種にしろ、試験栽培にしろ、できていないということで解釈してよろしいですかね。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

この薬用作物の振興につきましては、わずかばかりの面積なんですが、サフランというものがいわゆる裏作の作物としても使えるということがございますので、そこの辺の実証を今2年ばかりやりました。新年度でも上げておりますが、サフランを中心に薬用作物についてはやっていきたいというふうに原課のほうでは考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） それでは、この薬用植物を育てる、栽培するということなんですが、たしか東洋紡だったと思いますけど、これは富山県と提携して、かなりの数の試験栽培を

始めとるんですけど、そういう何か製薬会社とか、化粧品会社とか、会社でなくても、そういう問屋さんとか、そういうところとのある程度の話があって、こういう話が出てきたわけなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

これは実際、薬用としてやる場合には、メーカーさんと提携してやるのが一番いいというふうに思っておりますが、取り組みを始めた中で、それじゃこのメーカーさんと今から取り組みと一緒にやりましょうと、吉賀町のほうでつくるので、それを使ってくださいという話は、今のところ、ございません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 20ページの都市農村交流事業というのがありますが、その中の説明の一番下の墨田区等交流事業というのが先日説明がありましたけど、これについて、どういった募集とか、どういった事業内容なのか、ちょっと済みませんが、御説明をお願いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 墨田区等交流事業費について説明いたします。

我々、通常、墨田区マルシェ事業と言っておりますが、墨田区主催の事業でございまして、墨田区が全国のこだわりのあるもの、逸品と申しますか、秀でている品を、販売を募集して、集めて、出店するという事業でございます。

墨田区役所は、隅田川を挟んでスカイツリーの反対側にございまして——失礼しました。浅草の反対側にございまして、なかなか人にぎわいがないということで、墨田区にぎわいを取り戻そうということで始めた事業でございまして、年に4回程度募集して行うものでございます。

29年度におきましては、先般も説明いたしましたが、出店する方と実施する日時の調整がつかなかつたということで、29年度は参加をしておりません。28年度につきましては、1件、農業公社を中心として1回出店しているのが実績でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 済みません、募集の仕方なんですけど、そこら辺をちょっと詳しく。公募とか、そういうのはあるんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 墨田区のほうがホームページのほうで公開して、いわゆるインターネットでも申し込みができますし、個別に問い合わせれば、また用紙等を送っていただけるとい

う、そういうものでございます。

町のほうは公募はいたしておりませんで、商工会なり、どこかいないか紹介していただいたらしくて、個別に当たったりしているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これは何ページということはないんですが、このたびの大雪で、いろいろな公共施設にも予算が出ていますけど、今のハウスの件はわかりましたけど、ほかにどういう被害が出たのかというのを把握していたら、少し教えていただきたいと思うんですけど。

20ページとか、23ページにこれは学校の関係ですけど、出てますけど、個人は別として、公共施設に対しての被害が、どういう被害があったのかというのを把握していたら、お示しをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現段階で把握している被害ということで報告させていただきます。

まず、20ページの施設修繕料のことにつきましてでございますが、深谷公園、水源会館のトイレの給水、便座が破裂しているのが数カ所、確認しております。それで、高尻のゴギの郷につきましても、水道管の破裂が確認されております。修繕は、この予算が通り次第、行える状況に今手配をしているところでございますが、現在は使用を中止しているという状況でございます。

あと、今のは屋外のトイレに関するものでございまして、屋内トイレとしては、今の六日市のバス停留所の水道管が破裂して、若干、業務に支障を来たしたところでございます。

現在把握している観光施設関連につきましては、以上でございます。

○議長（安永 友行君） 斎藤税務住民課長。

○税務住民課長（斎藤 明久君） 私のほうから、公営住宅の関係を述べたいと思いますが、予算是特段補正しておりませんが、数カ所で風呂等のバランス釜等が破損したという部分がありましたが、これについては修繕費、通常の修繕費等でやっております。

まだ実際は部品が入らないというようなところがあつたりしまして、風呂にまだ実は入られないというような家庭もあるのが実態ですが、そんなに多くはないんですが、二、三件そういう事例があるということを確認しております。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 今回の大雪での被害でございますけども、予算といたしましては、23ページのほうに教育委員会の関係は記載をさせていただいております。

まずは調理場ですけども、これは六日市調理場でございます。これにつきましては、恐らく凍結の関係だろうというふうに思っておりますけども、水道管からの漏水が原因の修繕でございます。それから、小学校でございます。これにつきましては、今回、予算計上させていただいており

ますのは、蔵木小学校、七日市小学校の2校でございます。それから、中学校でございますけども、これにつきましては、吉賀中学校の修繕ということでございます。

大小ございまして、通常の修繕費で対応できる部分については対応しておりますけども、ここに掲載させていただいておりますのは、ちょっと通常の予算で足りない部分の大規模なものということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 水道についてお知らせをしたいと思います。

前回の全協の場で各家庭の漏水の数字を600と、概算600と申し上げました。今回、再度調査をいたしまして、まだ正確な数字ではございませんけれども、実績、これも正確ではございませんが、現在までに各水道工事業者が修理をいたしましたのが、843件を修理していただいているようでございます。それから、まだ未実施箇所が約200件、合計いたしまして1,043件の漏水被害があったというふうに業者のほうからの集計で出ておるというところでございます。現時点ではそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上のところです。

ほかに質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほど10番議員の質問にも関連するんですけども、19ページの農業復旧対策事業費の補助金ですけども、補助金を出すときに写真等の提出はもちろんあると思いますが、現地の確認、当たり前に完成しているかどうかを行うことになるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

これは被災に遭った現状も確認をいたしますし、ハウスを復旧した後の確認も、これは県と一緒に、町も確認は必ずります。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そうしますと、これは農業復旧の対策事業でありますけども、そうでない新規のハウスの建設等についても、同様に現地を確認するというふうな仕組みになつてているのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

この災害復旧でない新設のハウス等も最近多いわけですが、これについても完成した場合には、

現地でちゃんと確認を職員が行って、しております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 総務管理費の13ページ、定住対策ということで一般質問でも書いているんですが、ちょっとそういうふうな質問的になるかもわかりませんが、実はこの不用額、補正額、減額が合計2,643万2,000円、この定住対策費に1億円あるんですが、その中で2,600万円の減額というのはちょっと金額が太いような気がしまして、ずっと見てみると、14ページの民間賃貸住宅建設補助金、減額の980万円、最初、当初は1,480万円、500万円しか使ってないということになるわけですが、こうした定住対策費の大体減額が多いということは、少し見込み違い、いろいろ実績がなかったかもしれません、そのような原因についてちょっと詳細がわかれれば教えていただければと思いますが。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 定住対策費の減額が大きいということで、その理由ということで説明させていただきます。

まず、今の指摘のありました民間賃貸住宅建設補助金でございますが、先ほど500万円の執行ということで御説明いただきました。当初は3件の——3件ですね、建てる「軒」ではなくて、「件」、3口の要望をいただいておりまして、実施に向けて協議をしたところでございますが、そのうち年度内に完成したのが1件ということでございまして、残り2件は不用額ということで、今回、減額補正したところでございます。

また、来年度に向けて協議中の案件もございますので、また新年度予算において対応できるものは対応していきたいと考えております。

それと、大きいところで申し上げますと、企業立地促進助成金でございますが、この件につきましては、対象となる設備投資を次年度以降に延期したために、この額の減額でございます。

予算に当たりましては、ある程度、見込みや協議状況を見ながら立てている、予算要求しているところではございますが、なかなか、これは相手のあることですので、多少こういうことになる場合もあるかと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ちょっと済みません、お聞きするんですが、歳入のところで、ふるさと納税が27万8,000円ということなんですが、13ページのふるさと応援基金積立金が110万円なんですが、寄附額がふえたということで110万円になっておるんですが、ふるさと納税では27万8,000円で、基金のほうには110万円積み立てということなんですが、これについてふるさと納税と応援基金とのあれをちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 正確な数字じゃなくて申しあげないんですけども、このふるさと応援基金につきましては、いただいたほうですね、歳入のほうは、当然、今のような寄附金ということで、指定寄附金のほうで入ってきますけども、それが当初予算に比べると若干ふえたということで、27万8,000円の計上でございますので、それに対して返礼品等の手続をしていただくのに、今は郵便局と、それから地元でありますと、農業公社とか、エポックかきのきむらとか、そういういたところに支払い、いろいろな商品だったり、配送の手数料だったり、そういうものの支払いをします。その残った分を基金に積み立てをします。

ですので、今回は27万8,000円の入るほうは増額なんですけれども、出るほうが若干必要としていた経費が要らなかつたということで、基金の積み立てのほうが若干増額になっているということでお理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑をこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

これより日程第6、議案第8号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7. 同意第1号

日程第8. 同意第2号

日程第9. 同意第3号

日程第10. 同意第4号

日程第11. 同意第5号

日程第12. 同意第6号

日程第13. 同意第7号

日程第14. 同意第8号

日程第15. 同意第9号

日程第16. 同意第10号

日程第17. 同意第11号

日程第18. 同意第12号

○議長（安永 友行君）　日程第7、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命についてから、日程第18、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君）　それでは、私のほうから、同意案件12件につきまして一括で上程をさせていただきたいと思います。

それぞれ読み上げて上程にかえさせていただきたいと思います。

同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□□。

氏名、尾崎勝典。□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□。

氏名、金川富士雄。□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□□□。

氏名、茅原忠夫。□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□。

氏名、斎藤一栄。□□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□。

氏名、斎藤浩二。□□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□□□。

氏名、斎藤学。□□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□□□□。

氏名、田淵文雄。□□□□□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□□□□。

氏名、藤井和子。□□□□□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□□□□。

氏名、正木潤一。□□□□□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□□□□□□。

氏名、村上幸子。□□□□□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□。

氏名、山吹寛。□□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命について。

下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、吉賀町□□□□□□□。

氏名、吉本茂生。□□□□□□□□□□□□□生まれ。

平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由、吉賀町における農業委員会委員を選任するため。

以上、12案件でございます。

いずれも関連がございますので、12件一括して産業課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、12件の同意につきまして一括で説明させていただきます。

定例会の参考資料165ページをお開きください。

農業委員会制度の改正につきましては、12月の全協なり定例会で説明しましたので、省かせていただきます。

まず、公募についてです。公募期間ですが、平成30年の1月9日から平成30年の2月8日、1カ月間いたしました。

公募の内容につきましては、募集人員が12名で、任期、身分、報酬につきましては、それに書いてあるとおりでございます。

それから、申し込みの方法につきましては、推薦及び個人での応募による申し込みということでございます。

それから、推薦を受ける者及び応募する者の資格でございますが、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その

職務を適切に行うことができる者。以下、ただし書きの2点の方については除くということでございます。

公募結果ですが、定数と同数の12名の方の公募がありました。内訳は、男性が10人で、女性が2人でございます。

さらに、その内訳を申し上げますと、まず推薦、応募内訳ですが、個人の方による推薦によった者が6人、それから法人または団体による推薦が2人、それから推薦なしで個人での応募者が4人ということです。

また、構成についてですが、認定農業者等の数が8人。これは委員の半数以上を農業委員さんが必要ということが法律的にもございます。それから、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者1人。これは同意第8号の藤井和子さんことでございます。これにつきましても、法でこういう方が必要だということが書いてございます。そのほか3人ということでございます。

その応募がありまして、平成30年の2月20日に農業委員会委員候補者評価委員会を開催いたしまして、評価のほうをさせていただきました。委員会の出席者につきましては、そこに書いてある5人の者でございます。

評価結果ですが、応募、推薦された者の12人につきまして、農業委員選任候補者として適正であると判断したという結果を出しまして、町長のほうに、その旨、報告をしております。

開いていただきまして、166ページのほうでございますが、これにつきましては、その12名の方の氏名、年齢、性別、経歴、認定農業者等の該当、それから申し込み方法を記載しております。

ちなみに、この12名の方の平均年齢は約66歳ということになります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 済みません、基本的なことなんですが、個人推薦というのは自分が自分を推薦するということですか、それとも、だれかが「あんた、推薦するけえ」ということなんでしょうか。個人推薦についての解釈をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

個人による推薦ということでしょう、という文書のことですか。（「個人の」と呼ぶ者あり）これは個人の方がだれかを推薦をしましたという意味合いでです。

それで、それと同じように、法人とか団体さんが推薦をどなたかされた場合には、法人、団体

による推薦という意味合いで書いております。

それで、応募者と書いてありますが、ちょっとわかりにくいんですが、これは推薦者はいなくて、自分が1人で応募したという方でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それ、ちょっと再度確認なんですが、個人推薦ということは、だれかが推薦したということですね。応募は自分が応募したんじゃろうが、だれかがふさわしいということで推薦をしたという、そういうことですね。それが団体とかじゃなくて、ある方が推薦したという、そういうことですね。（「そうです」と呼ぶ者あり） わかりました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これより討論、採決を行います。

討論、採決については、それぞれ行います。したがって、同意1号から同意12号まで12回行うということです。

日程第7、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命について、まず討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第7、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をしました。

日程第8、同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第8、同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第8、同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をしました。

日程第9、同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第9、同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をしました。

日程第10、同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第10、同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、日程第10、同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意しないことに決定をしました。

日程第11、同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第11、同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第12、同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第12、同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第12、同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第13、同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第13、同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第14、同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第14、同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第14、同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第15、同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第15、同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第16、同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第16、同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第16、同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第17、同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第17、同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第18、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第18、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第19. 人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第19、人権擁護委員の推薦の件についてを議題とします。

このたびお手元に配付したとおり、齋藤美千代氏を候補者として推薦したいと意見を求められております。

答申案の朗読については省略をさせていただきます。

ここでお諮りをします。本件は、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。日程第19、人権擁護委員の推薦の件については、お手元の答申のとおり、意見を付して答申をすることに決定いたしました。

ここでお諮りをいたします。議事日程の追加を行います。

しばらくお待ちください。

追加の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

直ちにこれを追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、日程を追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1. 議案第9号

○議長（安永 友行君） 追加日程第1、議案第9号請負契約の変更についてを議題とします。

本案については、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この契約の変更ですけども、最初の業者と発注者における契約の中に、工期の延長等にかかる約束事として、受注者の責任によらない工期の延長があった場合、受注者側は工期の延長に伴う経費を請求することができるという内容が入っているか、確認させてください。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

ただいまの議員の質問にお答えいたしますと、町の契約約款の中には、そうした条文を含めてございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

追加日程第1、議案第9号請負契約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで本日は散会をいた

します。御苦労でございました。

午前11時53分散会
